協同組織金融機能強化方針の履行状況報告書

２０２４年６月

全国信用協同組合連合会

目　　次

１．特別関係協同組織金融機関等の名称及び取得した優先出資の内容　・・・1

２．優先出資の処分の状況　・・・3

Ⅰ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３」に基づく協同組織金融機能強化方針に係る履行状況報告書

１．収益性及び業務効率の向上のための方策の進捗状況　・・・5

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況　・・・8

３．特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の進捗状況　・・・14

４．申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項の進捗状況　・・・16

５．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況　・・・18

６．剰余金の処分の方針　・・・23

７．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況　・・・24

Ⅱ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条」に基づく協同組織金融機能強化方針に係る履行状況報告書

１．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況　・・・27

２．新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に対して行う経営指導の進捗状況　・・・30

３．申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項の進捗状況　・・・31

４．取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項の進捗状況　・・・31

５．収益の状況　・・・31

６．剰余金の処分の方針　・・・32

７．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況　・・・32

１．特別関係協同組織金融機関等の名称及び取得した優先出資の内容

当会は、2024 年３月末までに、12 の信用組合より金融機能強化法第 34 条の２に基づく資本支援の申し込みを受け、特定信用組合が各々発行する優先出資、計 360.4 億円（国より受けた資金全額）について引受けを実施いたしました。

また、信用組合業界のセーフティネット制度である「資本増強支援制度」に基づいて、1 つの信用組合が発行する優先出資 6.9 億円について引受けを実施いたしました。

さらに、４つの信用組合より同法附則第 29 条第３項の規定により適用する同法（本則）第 34 条の２に基づく資本支援の申し込みを受け、当該信用組合が各々発行する優先出資、計 140 億円（国より受けた資金全額）について引受けを実施いたしました。

これにより、金融機能強化法第 34 条の 3 第３項に規定する特別関係協同組織金融機関等は 13 信用組合（以下、当該信用組合を「特定信用組合」という。）、同法附則第 29 条第２項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等は４信用組合（以下、当該信用組合を「コロナ特定信用組合」という。）となり、当会が引き受けを実施した優先出資の総額は 507.3 億円となりました。

【当会が引き受けた優先出資の内容】

（１）金融機能強化法第 34 条の２に基づく資本支援

①あかぎ信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2015 年 12 月 22 日
３．発行総額	2,000 百万円

②豊橋商工信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2015 年 12 月 22 日
３．発行総額	3,000 百万円

③岐阜商工信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2015 年 12 月 22 日
３．発行総額	5,000 百万円

④宮崎県南部信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2015 年 12 月 22 日
３．発行総額	200 百万円

⑤金沢中央信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2016 年 3 月 31 日
３．発行金額	400 百万円

⑥鹿児島興業信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2016 年 12 月 27 日
３．発行金額	3,240 百万円

⑦愛知県中央信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2017 年 3 月 31 日
３．発行金額	3,000 百万円

⑧空知商工信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2017 年 12 月 22 日
３．発行金額	3,000 百万円

⑨あすか信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2017 年 12 月 22 日
３．発行金額	6,000 百万円

⑩西海みずき信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2018 年 3 月 30 日
３．発行金額	1,000 百万円

⑪はばたき信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2020 年 3 月 31 日
３．発行金額	2,000 百万円

⑫青森県信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2020 年 3 月 31 日
３．発行金額	7,200 百万円

（２）信用組合業界の資本増強支援制度に基づく資本支援

⑬横浜幸銀信用組合（旧信用組合岡山商銀※）

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2017 年 11 月 24 日
３．発行金額	690 百万円

※2017 年 11 月 27 日に横浜幸銀信用組合と合併し解散。

（３）金融機能強化法附則第 29 条第１項の規定により適用する同法（本則）第 34 条の２の規定に基づく資本支援

①はばたき信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2024 年３月 29 日
３．発行総額	3,000 百万円

②熊谷商工信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2024 年３月 29 日
３．発行総額	3,500 百万円

③富山県信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2024 年３月 29 日
３．発行総額	3,500 百万円

④豊橋商工信用組合

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．発行期日	2024 年３月 29 日
３．発行総額	4,000 百万円

２．優先出資の処分の状況

特定信用組合及びコロナ特定信用組合より引き受けた優先出資について、処分実績はございません。

Ⅰ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３」に基づく協同組織金融機能強化方針に係る履行状況報告書

１．収益性及び業務効率の向上のための方策の進捗状況

（１）2023 年度の経営環境

2023 年度の我が国経済は、コロナ禍が収束し社会活動が正常化しつつある中、経済に前向きな動きが見られ、緩やかな回復基調にありました。一方、潜在成長率は低水準で推移しているほか、地政学リスクの増大や米欧各国の金融引き締め等による景気減速懸念といった不確実性が高い状況が続いており、取り巻く環境には厳しさが増しております。

こうした中、信用組合の主要顧客である中小・小規模事業者においては、物価・エネルギー価格の高騰や人手不足による業況回復の遅れのほか、ゼロゼロ融資の返済開始により倒産件数が増加傾向にあるなど、なお厳しい経営環境が続いております。

（２）2023 年度決算の概要

① 資産・負債の状況（単体ベース）

ア．貸出金

貸出金は、財務省向け短期貸出の減少等により、4 兆 185 億円と前期比 2,381 億円の減少となりました。

イ．有価証券・預け金

運用については、利回りの低い超長期国債・地方債を売却したことにより、期末の有価証券残高は 2 兆 8,606 億円と前期比 2,061 億円の減少、預け金は 2 兆 9,853 億円と前期比 170 億円の減少となりました。

ウ．預積金

預金と譲渡性預金を合わせた資金量は、信用組合が活用する日本銀行新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの終了等を受け、7 兆 6,711 億円と前期比 664 億円の減少となりました。

② 損益の状況

資金利益は、貸出金利息や買入金銭債権利息の増加により、219 億円と前期比 16 億円の増加となりました。一方、金利上昇局面におけるポートフォリオの見直しのため、利回りの低い超長期国債や地方債を売却し、国債等債券売却損を計上したことにより、当期純利益は前期比 59 億円減少の 15 億円となりました。

③ 自己資本比率の状況

自己資本比率については、リスク・アセット額の減少により 18.11%と前期比 0.66 ポイント上昇し、十分な健全性を維持しています。

（３）資金利益（収益性を示す指標）

資金利益は、貸出金利息や買入金銭債権利息の増加により計画始期対比 4,756 百万円増加、計画対比 1,239 百万円増加の 21,939 百万円となりました。

【資金利益の計画・実績】 （単位：百万円）

2016/3 期 (計画始期)	2024/3 期			
	計画	実績	計画対比	始期対比
17,183	20,700	21,939	1,239	4,756

※資金利益 ＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

（４）一営業店当たり資金量（業務効率性を示す指標）

９営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったことにより、一営業店当たり資金量は、計画始期対比 204,684 百万円増加、計画対比では 14,021 百万円増加の 852,354 百万円となりました。

【一営業店当たり資金量の計画・実績】 （単位：百万円）

2016/3 期 (計画始期)	2024/3 期			
	計画	実績	計画対比	始期対比
647,670	838,333	852,354	14,021	204,684

※一営業店当たり資金量 ＝（預金＋譲渡性預金）÷ 営業店数

（５）信用組合の収益性及び業務効率の向上のための方策

当会と一般社団法人全国信用組合中央協会（以下、「全信中協」という。）は、一体的運営の下、両組織の常勤役員をメンバーとする「政策企画会議」（2022 年度より、部店長もオブザーバーとして参加）において、政府や日本銀行の各種施策に関する情報集約や意見表明等を検討・実施するなど、信用組合業界の諸課題に迅速に対応しております。

① 経営管理態勢強化へのサポート

信用組合による経営体力に見合った運用を実現するため、リスクガバナンス等の一層の強化に向けて、運用・リスク管理態勢の構築に係るサポートを実施しております。

また、2023 年 12 月に信用組合サポート本部を設置し、上記サポートの一層の充実に向け取組みを進めております。

○運用・リスク管理態勢サポート実績（2023 年４月～2024 年３月）

有価証券運用サポート	21 組合・地区協会

② 収益力強化へのサポート

系統預金機能の適切な運営や、日銀貸出支援基金等を活用した資金調達へのサポート、低利代理貸付、地域活性化ファンドを通じたリスクマネーの供給、新現役交流会の開催やクラウドファンディング等による事業者支援など、信用組合の本業支援を通じて、安定的な収益確保を進めるための素地を整えるとともに、時流を捉えた新たな金融商品や金融サービスの提供を推進しております。さらに、信用組合の有価証券運用による収益確保をサポートするため、ポートフォリオ運営に関する助言や個別運用商品・銘柄等に関する電話相談、トレーニー等によるサポートを積極的に実施しております。また、勉強会の開催や電話相談等を通じ、信用組合運用担当者とのコミュニケーションラインの強化にも努めております。

なお、信用組合の運用方針策定をサポートすること等を目的に開催している資金運用会議については、2023 年度は WEB 配信に加えて、信用組合同士、及び当会運用担当者とのフェイス・トゥ・フェイスでの情報交換を望む声に応じ、５年ぶりに全営業店にて対面での開催といたしました。今後も対面とリモートを併用した会議開催を検討していきます。

○収益力強化に係る運用サポート実績（2023 年４月~2024 年３月）

電話照会対応	27 組合・210 件
トレーニー受入	６組合

③ 情報提供の充実と意見発信の積極化

全信中協との連携の下、信用組合経営に有用な制度・規制・政策等に関する情報について、地区別懇談会（2023 年度は全国９地区において各３回開催）の実施により、信用組合との双方向の情報交流及び迅速な情報伝達に努めております。また、信用組合との意見交換の中で挙がった各種意見・要望等については、必要に応じて金融界や政府当局等の外部に対して、全信中協とともに積極的な情報発信に努めております。さらに、外部への意見発信を強化するため、しんくみ記者懇談会の開催（2023 年度は 1 回開催）や記者レクの実施により、業界動向の周知等に積極的に取り組んでおります。

（６）特定信用組合の収益性及び業務効率の向上のための経営指導

当会は、特定信用組合より、「今後の経営戦略（収益性及び業務効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通し」「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」「財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策」「責任ある経営体制の確立のための方策」「優先出資の消却に必要な財源を確保するための方策」等支援期間における経営方針と具体的方策を記載した計画（以下、「経営計画」という。）の提出を受け、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携し、定期的なモニタリングやヒアリングにおいて指導・助言を行っております（具体的に実施した経営指導の内容・ヒアリング方法等については、後述の「２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況」に記載しております。）

2023 年 7 月には、本業収益力に課題を抱える信用組合への経営改善を集中的に取り組む専担部署（信組支援部経営改善サポートグループ）を新設、専門知見（外部アドバイザーや銀行出身者）を活用し、実地調査（全国信用組合監査機構監査への帯同、営業店臨店等）や経営対話を通じた集中的なサポートを実施しております。

このほか、小規模信用組合の業務運営態勢の整備に係るサポートに加え、関連部署との連携により、有価証券運用に課題を抱える信用組合へのサポートも実施しております。

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

①　円滑な信用供与体制に向けた当会の指導体制の強化のための方策

当会は、優先出資の引受けを行った特定信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央金融機関として、以下のとおり特定信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っております。

ア．体制の整備

当会では、特定信用組合に対する事後管理に係る所管部署を信組支援部とし、特定信用組合における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の着実な実施に向け、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携して定期的なモニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

イ．経営計画の進捗管理

特定信用組合が作成する経営計画に対する履行状況について、四半期ごとに報告を受けております。2023 年度は、2023 年 6 月末時点における報告を同年 7 月に、同年

9 月末時点における報告を同年 11 月に、同年 12 月末時点における報告を 2024 年 1 月に、同年 3 月末時点における報告を同年 6 月に受け、進捗状況の分析や問題点の把握を行い、進捗に遅れが見受けられる取組みについて、改善に向けた指導を行いました。

ウ．オフサイト・モニタリング

当会は、特定信用組合から定期的（四半期、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、計画の達成に向けた指導・助言を行っております。

ａ．流動性リスク分析、有価証券リスク分析

四半期ごとに預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証しております。

特定信用組合においては、自組合の状況に応じた適切なリスク管理態勢の整備やリスクコントロールが行われているものと認識しており、今後、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

b．経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別、地区別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供し、問題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行っております。

なお、2023 年 3 月期決算に係る資料については、同年 8 月に提供しております。

エ．協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営計画遂行上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより、計画の達成に向けた各種取組みをサポートしております。

ａ．トップとの協議

支援実施以降、特定信用組合の理事長との面談を実施し、経営計画の進捗管理に係る指導・助言を実施しております。

今後も必要に応じ、理事長をはじめとした特定信用組合の経営陣との面談・協議を通じ、経営計画の検証や、基本方針に係る指導・助言を実施してまいります。

ｂ．総合ヒアリング

月次又は四半期に 1 回以上、当会所管部署又は特定信用組合の管轄営業店によるヒアリングを役員又は部長を対象に実施し、経営計画の推進体制、進捗状況及び経営状況についての把握、問題点の共有化を行っております。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行っております。

ｃ．所管部署ヒアリング

経営計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う特定信用組合の所管部署に対しヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲を絞ったヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導を実施しております。

ｄ．全国信用組合監査機構監査のフォローアップヒアリング

全国信用組合監査機構（以下、「監査機構」という。）監査の検証結果に係る対応状況について、関係各部署にヒアリングを実施し、継続的な状況把握と未解消課題に対する指導・助言の強化を行うことで、特定信用組合の各種リスクの適切な管理とガバナンスの強化に努めております。

オ．監査機構による検証・指導

当会は、特定信用組合に対し、原則として３年に１回以上、監査機構による監査を実施いたします。当監査では、資産査定の確認や信用リスク、市場リスク、事務リスク等の検証を通じて、組合の経営実態の詳細な把握を行うとともに、財務・収益基盤の強化に向けたアドバイスを行ってまいります。

2023 年度は、６の特定信用組合に実施いたしました。当監査において、資産状況の確認や信用リスク、市場リスク及び事務リスク管理態勢等の検証を通じて、融資先に対するモニタリングの充実や再生支援の強化、市場リスク管理態勢の強化並びに事務不備発生防止に向けた内部事務管理体制の構築等、経営改善に向けた助言を行っております。

また、web 監査の活用等により、オンサイト・オフサイト部門の連携強化を図っているほか、信組支援部と監査チームの目線合わせや経営陣への事前説明により、監査対象組合の課題や監査優先項目への認識共有化を図ることで、より効率性・実効性の高い監査を実践し、特定信用組合の経営管理・指導強化に努めております。

カ．市場環境の変化への対応

国内においては、2024 年 3 月にマイナス金利が解除、市場金利の上昇を受け、多くの信用組合において保有有価証券の評価損益が大幅に悪化しました。追加利上げの可能性もある中、米国では足もとの景気が底堅く推移しており、金融引き締め政策の長期化も想定される等、引き続きボラティリティの高まりやすい市場環境下、信用組合の有価証券運用状況の更なる悪化が懸念されます。

こうした中、特に収益悪化が懸念される信用組合や態勢、専門性が乏しい信用組合に対しては、信組支援部が中心となり、関係部署と連携しながら実情に即した現状分

析を行いつつ、当会から能動的な意見交換を通じた慫慂型のサポート実施により、経営の持続可能性向上やガバナンス強化に資する助言・指導を行っております。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

特定信用組合は、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、経営者保証ガイドラインに準じた取組みを行うほか、決算書等の数値に現れない企業の技術力・販売力や成長性などの定性的な情報も判断材料とした融資等、お客様の経営実態の十分な把握に努めた融資に取り組んでおります。

なお、主な取組みは次のとおりです。

ア．太陽光発電事業における売電債権を譲渡担保としたＡＢＬの実行。

イ．正常運転資金に着目した当座貸越枠の設定。

ウ．経営者保証ガイドライン対応として、保証契約のつど保証徴求の要否を確認。

③ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当会は、特定信用組合に対し、本部と営業店が一丸となり、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等地域金融の円滑化に積極的に取り組むことを求めております。

2024 年 3 月末の特定信用組合の中小規模事業者等向け貸出残高の合計は、積極的な営業推進の結果、計画始期対比 8,082 億円増の 1 兆 3,391 億円となりました。

中小規模事業者等向け貸出比率についても、貸出残高が大幅に増加した事により、同比 17.39 ポイント増の 52.28%となりました。

【中小規模事業者等向け貸出残高推移】

（単位：百万円、%）

	計画始期	2024/3 期	
		実績	始期比
中小規模事業者等向け貸出残高	583,707	1,391,914	808,207
総資産	1,672,527	2,662,260	989,733
中小規模事業者等向け貸出比率	34.89	52.28	17.39

（注）・中小規模事業者等向け貸出比率＝中小規模事業者等向け貸出残高÷総資産
・中小規模事業者等向け貸出とは、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」別表第１における「中小企業等」から「個人事業者以外の個人」を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの
政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出
・「中小規模事業者等向け貸出残高」及び「総資産」の計数は、特定信用組合（13 信用組合）の合算値

引き続き、各種ヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、中小規模事業者等向け貸出残高・同比率が計画の始期における水準を上回るよう指導・助言を行ってまいります。

（２）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

地域の中小規模事業者においては、経営者の高齢化、後継者不在、収益性の悪化等により廃業先の増加が懸念されており、創業支援や新事業の開拓支援の重要性が高まっております。

このため、特定信用組合は、創業に伴う運転資金・設備資金の金融支援、資金繰りの相談、顧客をサポート、支援する体制整備を図っております。

なお、主な取組みは次のとおりです。

- 認定支援機関として「創業補助金」をはじめ、各種補助金に係る事業計画書の策定支援、認定作業の実施。
- ミラサポ専門家派遣の活用や日本政策金融公庫、地元の税理士会、商工会議所等との連携による創業支援の実施。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

特定信用組合は、お取引先からの相談について、必要に応じて外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、問題解決に資するサポートに取り組んでおります。

なお、主な取組みは次のとおりです。

- REVIC（地域経済活性化支援機構）と特定専門家派遣契約を締結し、積極的な情報交換のもと同機構の知見やノウハウの吸収、また同機構の「短期トレーニー制度」へ派遣した職員を営業推進担当部署に配属し、継続的な臨店指導や内部研修等を通じた、事業性評価に関する意識の浸透やスキルの向上。
- 「日南・串間地域経済活き活きプロジェクト」を設立し、ビジネスマッチングや専用商品の取り扱いなど各事業所への支援を実施。
- 事業性評価、創業支援、事業承継、再生支援強化等のため、他信用組合や信用保証協会と包括連携を締結。
- よろず支援拠点及び中小企業活性化協議会等を活用した再生計画や経営改善計画の立案。

③ 早期の事業再生に資する方策

特定信用組合は、事業再生が必要となったお取引先については、抜本的な経営改善計画の策定等により経営改善や再生支援に取り組んでおります。

なお、主な取組みは次のとおりです。

・　中小企業活性化協議会、公認会計士、外部コンサルタント等の外部機関と連携し、取引先の抜本的な事業再生支援やＤＤＳを実施。

・　新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている取引先の経営改善支援として、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンを活用。

④　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

特定信用組合は、役職員の事業承継に関する知識の定着を図り、事業承継問題へ積極的に取り組んでおります。

なお、主な取組みは次のとおりです。

・　よろず支援拠点や事業承継・引継ぎ支援センターとの業務提携や中小企業庁による事業承継ネットワーク構築事業への参画。

・　事業承継について取引先と協議を進めていく場合のツールとして、「事業承継診断票」を活用。

・　中小企業のＭ＆Ａネットワークである「トランビ」との業務提携。

以上の取組みにより、2024 年 3 月末の経営改善支援等取組先数は、6,348 先（計画始期比+4,585 先）、経営改善支援等取組割合は 28.76%（同比+19.00 ポイント）と、先数・割合ともに始期の実績を上回りました。

今後も、多くの地元の中小規模事業者の経営改善等支援及び地域経済の活性化に取組み、計画の始期における水準を上回るよう指導・助言を行ってまいります。

【経営改善支援等取組推移】

（単位：先、%）

	計画始期	2024/3 期	
		実績	始期比
経営改善支援等取組先数	1,763	6,348	4,585
創業・新事業開拓支援先	89	990	901
経営相談先	495	1,985	1,490
早期事業再生支援先	141	284	143
事業承継支援先	16	95	79
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	1,022	3,000	1,770
期初債務者数	18,047	22,072	4,025
支援取組率	9.76	28.76	19.00

（注）・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人（住宅・消費・納税資金等）」を総債務者数から除いた数といたします。

・「経営改善支援等取組先数」及び「期初債務者数」の計数は、特定信用組合（13 信用組合）の合算値

３．特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の進捗状況

当会は、金融機能強化法第四章の二の活用にあたり、強化方針に基づき、特定信用組合に対し、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構の監査などによる管理・指導に取り組み、特定信用組合の経営計画の着実な履行を実現するとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みについて、当会の本部各部や特定信用組合を管轄する営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

（１）経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

特定信用組合の財務・収益体質の強化・安定化が図られるよう、経営計画に掲げる各種施策の実施状況について、総合ヒアリング等を通じ、施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行い、当会の経営陣に報告しております。

（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

特定信用組合の責任ある経営体制の確立に向け、各種ヒアリングにおいて、組合役員や重要施策を担う所管部署長等との面談を行っているほか、監査機構監査等を通じて、特定信用組合のガバナンスやリスク管理態勢の強化に向けた指導・助言を行っております。

また、特に中小規模の信組の中で、業務運営態勢が未整備な信組に対し、当該体制整備に向けたサポート（課題整理・改善提案等）を検討・実施しております。

（３）計画達成に必要な措置

当会は、特定信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営計画の達成に必要と判断される措置を適宜実施いたします。

① 中小規模事業者のライフステージに応じた信用組合の取組みへのサポート

ア．起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会は、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合がそれら取組みのサポートを行う際のツールの一つとして、2014 年 11 月に「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。2015 年以降、同制度を活用し、信用組合の累計９ファンドの創設を後押ししました。

この制度は、それぞれの地域において、信用組合が運営する地域活性化ファンドに対して当会がリスクマネーを供給するものであり、信用組合が取り組む地域活性化方策の選択肢を拡大しております。

イ．取引先の販路拡大等へのサポート

当会は、BtoB の取組みとして、業界ネットワークを活かしつつ信用組合の地域のお取引先を、大都市圏を中心とする「食」のバイヤーとマッチングする「しんくみ食のビジネスマッチング展」を開催するとともに、陸運系企業との連携を通じ同社グループ

が運営するＥＣサイトに信組の取引先事業者を紹介する等のサポートを実施しております。

また、業界大手企業と提携のうえ、いわゆる BtoC の取組みとしてクラウドファンディングを運営し、信用組合の取引先である中小規模事業者への販路開拓等の支援を行っております。2023 年度は、新型コロナウイルス感染症の５類移行とともに、新たな手数料補助策を導入し、引き続きお取引先に対する支援を継続しております。

2023 年度は４信用組合から４事業者が参加しました。

ウ．各関係団体との事業再生等に関する連携強化

中小規模事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、信用組合の事業再生支援の取組みについてサポートを実施しております。

信用組合においては、地域経済活性化支援機構のトレーニー受入制度、特定専門家派遣制度や中小企業活性化協議会の収益力改善支援・再チャレンジ支援制度等の利用が促進されており、今後も、中小規模事業者等の事業再生及び地域経済の活性化に向けた取組みを引き続き支援してまいります。

エ．しんくみリカバリの活用

信用組合業界の企業再生ファンドである「しんくみリカバリ」の活用については、2023 年度は 1 組合 2 件の利用実績がありました（特定信用組合以外では、11 組合 50 件の利用実績がありました）。

引き続き、外部人材・機関等を通じた先進的なノウハウ活用に向けた指導・助言を行うなど、特定信用組合の取引先の再生支援に向けた取組みをサポートしてまいります。

オ．独立行政法人中小企業基盤整備機構との業務連携

信用組合においては、単独あるいは地域の支援機関を通じてお取引先の支援を実施しているものの、自組合が持つネットワークだけでは解決が困難な場合もあり、更なる支援の充実に向けて当会に対してサポートを求める声が高まっておりました。

一方で、当会のみでは、課題解決のノウハウやリソースに乏しいことから、国の中小企業政策の中核的な実施機関である（独）中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）と連携して、信用組合の取引先支援サポートを実施することが最適であると判断し、2023 年 12 月 7 日に中小機構との間で「業務連携に関する合意書」を締結したものです。

業務連携項目は、①経営課題の解決支援、②事業承継・事業引継ぎ支援、③販路開拓・マッチング支援、④ＩＴを活用した生産性向上支援、⑤カーボンニュートラルに向けた取組支援、⑥人材育成支援、⑦施策情報等の共有・発信の７項目であり、本連携

により、当会と中小機構が協働し、中小企業・小規模事業者への連携支援の仕組みを構築してまいります。

本合意書に基づいて、中小機構の担当者を講師に招き、2024 年１月には当会営業部店の部店長・担当者を対象に、同年３月には信用組合の担当役員・部課長・担当者を対象に中小機構における支援の枠組みを周知するための説明会を開催し、協働できる分野について当会・信用組合の相互理解を深めました。

② 特定信用組合に対する有価証券運用サポート

ア．運用態勢面の助言

特定信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えて過度なリスクを取り、経営の健全性に支障が生じることがないよう、運用状況及びリスク管理状況をモニタリングし、必要に応じて運用態勢面からの助言・指導等を実施しております。

イ．ＡＬＭ・リスク管理サポートの実施

特定信用組合のＡＬＭ・リスク管理状況を確認し、必要に応じてデータ整備や運営に関しての助言・指導を行うことで、ＡＬＭ管理態勢やリスク管理態勢の強化をサポートしております。

ウ．トレーニーの受入れ

特定信用組合の要請に応じ、有価証券運用・リスク管理に係るトレーニーを受け入れ、運用・リスク管理態勢の強化及び人材育成をサポートしております。

エ．有価証券運用に関する電話相談、情報提供

特定信用組合が有価証券運用を実施するうえでの各種相談事項（個別運用商品の概要やリスクの所在等の分析、市場環境に関する見方等）について、電話相談を随時受け付けております。

相談内容については、関連本部や営業店で共有し、特定信用組合の状況把握に努めております。

また、時宜を得て留意すべき商品・リスク関連情報に関する情報を提供し、特定信用組合の運用力・知識の向上に努めております。

４．申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項の進捗状況

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

当会は、支援制度の取扱いを定めた「中小事業者等に対する金融機能強化支援制度規程」（以下、「支援制度規程」という。）において、地域の中小規模事業者の需資対応、地域活性化に向けた資金供給機能（融資）の強化を図ることを支援対象先の基準の一つとしております。

2023 年度は、４つの信用組合より、金融機能強化法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援の申し込みを受け、当該信用組合における金融仲介機能の発揮による中小規模事業者に対する適切かつ積極的な信用供与の増強策、各種サービスの向上策及び経営改善や事業再生等の支援策の妥当性等について、本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査を行ったうえ、2023 年 9 月、11 月及び 2024 年１月開催の審査委員会並びに 2023 年 9 月、11 月及び 2024 年２月開催の理事会において審議いたしました。

（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

2023 年度は、金融機能強化法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援の申し込みを受けた４つの信用組合より、支援制度規程に準じて、今後の経営戦略（収益性及び業務効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通しについての計画と施策の提出を求め、利益剰余金の積み上げによる支援期間内の優先出資返済の可否等当該計画及び施策の妥当性について、本部所管部署及び管轄営業店による検証・審査を行ったうえ、2023 年 9 月、11 月及び 2024 年１月開催の審査委員会並びに 2023 年 9 月、11 月及び 2024 年２月開催の理事会において審議いたしました。

（３）資産査定に係る審査体制

2023 年度は、支援制度規程に準じて、金融機能強化法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援を申し込んだ 4 つの信用組合の資産査定に係る規程要領、査定の体制、査定の実施方法並びに償却・引当等の適切性について、監査機構による監査や本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査いたしました。

（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

信用組合業界では、1969 年 7 月に「全国信用組合保障基金制度」、2002 年 4 月に「信用組合経営安定支援制度」、2011 年 2 月に「合併特別支援制度」の計 3 つの財政上の支援制度を創設しております。

当会は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、ひいては信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この 3 つの支援制度の運営について中心的役割を担ってまいります。

① 全国信用組合保障基金制度

本制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て（目標額 1,000 億円：2024 年 3 月末残高約 1,004 億円）を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っております。

② 信用組合経営安定支援制度

本制度は、信用組合、全信中協及び当会が協力して創設した信用組合業界のセーフティネットの制度であり、「モニタリング制度」、「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の３つの制度から構成されております。

「資本増強支援制度」は、資本増強支援を希望する信用組合に対して、当会が審査のうえ支援を実行するとともに、経営状態について管理・指導する制度です。

※2024 年３月末資本増強支援制度に基づく支援残高：19 組合 627 億円

③ 合併特別支援制度

本制度は、信用組合の合併に際し、合併後の経営安定化を目的として資本増強支援と資金援助を組み合わせた支援を行っております。

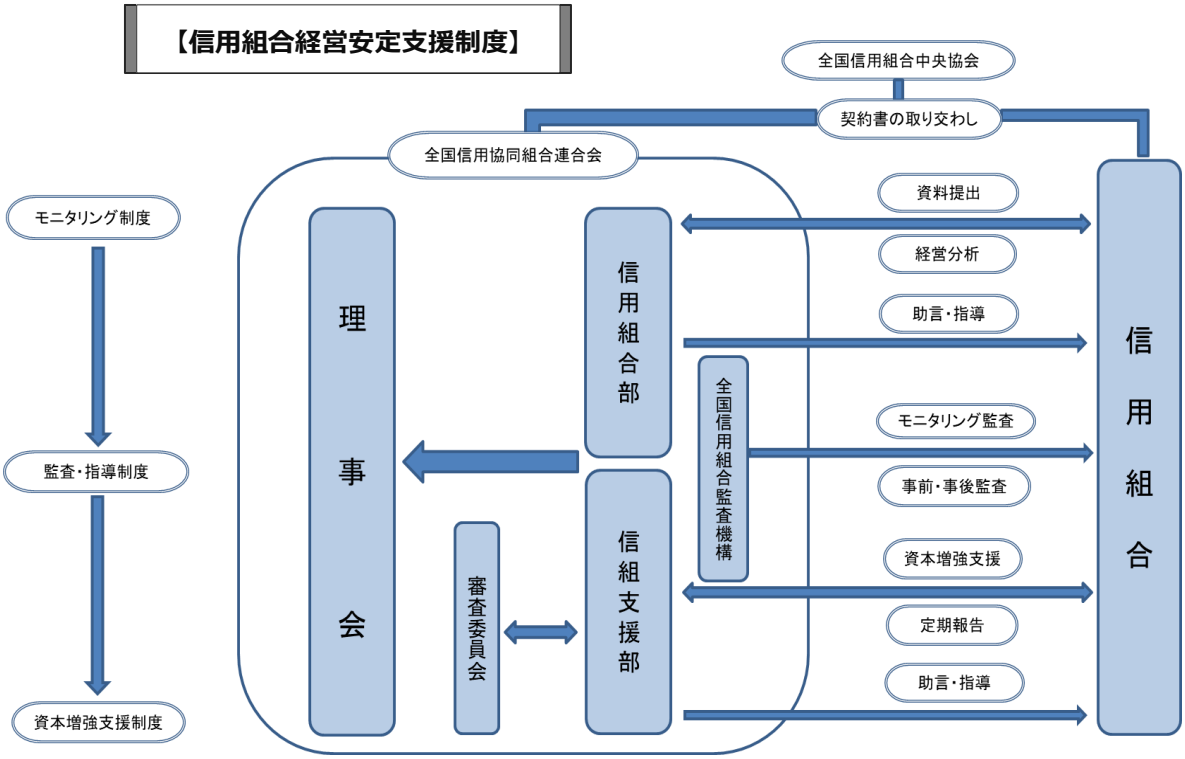

５．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① ガバナンス態勢の強化

業務執行に係る意思決定等を行うための理事会を定期的に開催し、また、当会の理事については、定数の３分の２以上を会員である信用組合の代表役員とすることで、経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

さらに、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めております。

② 監査

組織上独立した内部監査部門である監査部は、業務の健全かつ適切な運営を図るため、年度計画に基づき、「内部監査基本規程」、「内部監査実施要領」等に則り、監査対象部署における内部管理態勢の適切性・有効性を確認し、改善を図ることを目的に、監査を実施しております。

ア．監査計画・実施

「令和５年度内部監査計画」を策定し、部署別監査５件（本部１件、営業部店４件）、テーマ監査３件を実施いたしました。

部署別監査では、準拠性に加え、「部店の運営状況」「業務遂行状況」等の観点からの監査を実施しております。

また、テーマ監査では「財務諸表作成の適正性」、「AML/CFT 管理態勢」、「くみれんネット第５次更改プロジェクト」を実施いたしました。

イ．分析・評価

監査結果は、監査終了の都度速やかに常勤理事会へ報告し、問題点等があった場合は、役員が即時に協議し、対応を指示することとしております。

また、監査対象部署へ監査結果の通知を行うとともに、監査における指摘や提言等については、監査対象部署に対して、改善計画の提出及び改善状況の報告を求め、進捗管理を行っております。

コンプライアンス統括部署及び事務リスク統括部署に対しては、監査実施の都度、監査結果を還元しているほか、定期的に情報連絡協議会を開催し、改善が必要な課題の共有を図っております。

③ 監事・外部監査人との連携

監査部は、常勤監事との間で定期的に（原則毎週）情報連絡会を開催し、連携を図っております。

さらに、外部監査人とは定期的に協議を実施し、意見交換するなど連携を図っております。今後もこの連携体制を堅持してまいります。

（２）リスク管理体制強化のための方策

① 信用リスク管理

ア．信用リスク管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えると認識しております。

そのため、与信業務に携わる役職員が従うべき行動規範等を「与信リスク管理基本方針」（クレジットポリシー）に定め、健全な与信業務を営むとともに、適切な信用リスク管理を通じて資産の健全性確保を図っております。

イ．信用リスク管理手法

当会では、信用リスクの管理対象を、信用組合及びその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、また、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引としています。貸出等の与信判断においては、信用格付を実施し、信用格付の定期的な見直し等による与信先等の事後管理の徹底を通じて、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めるとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性を確保しております。

また、市場運用、会員外直接貸出に係る与信先については、信用格付別に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

さらに、管理対象資産に係る信用リスク量を VaR 法により計測し、信用リスクに対するリスク資本枠と比較・検証し、ＡＬＭ委員会に報告しております。

② 市場リスク管理

ア．基本方針とリスク管理方法

市場リスクの管理については、VaR 法により資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらが経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施し、ＡＬＭ委員会に報告しております。

VaR 計測モデルについては、予め計測された市場リスク量と保有期間中に発生した実際の損益の動向等を比較するとともに、損失の方が大きい場合には原因を分析し、モデルの信頼性を確認しております。

さらに、採用している計測方法（採用モデル）の特性（限界及び弱点）を把握するため、採用モデルとは異なる手法による計測結果を用いて、定期的に比較検討を行っております。

また、VaR 法では把握できない、例外的ではあるものの蓋然性のあるイベントにより発生し得る潜在的損失については、ストレステストを通じて自己資本で十分に吸収することができるか検証しております。

運用資産の多様化に対応した収益・リスク等のシミュレーション及びストレステストの高度化を通じて、収益・リスクテイク・自己資本のバランス状況につきリスクコミュニケーションの活性化を図っております。

イ．銀行勘定の金利リスク

金利リスクの指標であるΔＥＶＥについては、系統中央金融機関の業務特性から金利リスクテイクの度合いが高いことを踏まえ、自己資本の余裕との関係に照らし一定水準を超えないための内部ルールを設けて管理しております。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしております。

このため、理事会は、倫理憲章及び行動規範において、法令等の遵守や反社会的勢力の排除等を定めているほか、コンプライアンスに関する体制整備・研修等の実施計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定しております。

また、理事長は、可能な機会を捉えコンプライアンスに対する取組み姿勢を示しており、理事は、コンプライアンスに対して、率先垂範し取り組むとともに、体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めております。

コンプライアンス体制としては、本部に統括部署、営業店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置し、当会全体での取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めております。

統括部署である総務部は、コンプライアンスの企画・立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店への研修指導といった啓蒙活動及び不祥事件等の未然防止などコンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めるとともに、その推進状況を半期毎（2023 年度は 2023 年５月・11 月）に理事会等へ報告しております。

このほか、各種協議会として、統括部署と各部室店のコンプライアンス担当者との連携強化を図るため、「コンプライアンス担当者連絡協議会」を毎年度（2023 年度は 2024 年３月に実施）、コンプライアンスの推進強化及び事務リスクの未然防止とリスク管理態勢の向上を図るため、関係部署（総務部、業務統括部、監査部）による「情報連絡協議会」を半期毎（2023 年度は 2023 年９月及び 2024 年３月に実施）に開催しております。

今後とも、法令等遵守（コンプライアンス）は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であると認識し、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践してまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

①　監査体制

理事会では、理事定数の３分の２以上を会員信用組合の代表役員で占めており、常勤理事の職務執行に対して監督・牽制する機能を確保しております。

監事については、会員信用組合の代表役員２名、弁護士１名（員外監事）及び常勤監事１名の計４名を選任し、理事の職務執行を客観性・透明性をもって監査する体制を確保しております。

監事は、理事会等の重要会議に出席するほか、理事会議事録等の重要書類を閲覧し、理事の職務執行等の確認を行うとともに、会計監査人とも定期的な意見・情報交換を実施し、理事の職務執行状況の的確な把握に努めております。また、理事会機能の実効性確保等を目的として、常勤理事と監事との意見交換会も開催しております。

また、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使について独立した立場で適切な判断を行うことに留意しております。さらに、監事の指揮命令下で業務に従事する専属の職員（監事付）を配置し、監事の職務執行等を迅速、的確に行うための体制を確保しております。

②　経営に対する評価の客観性の確保

当会は、信用組合と業務運営等について幅広く意見交換を行うことを目的に、全国９地区において「地区別懇談会」を年３回行っており、当会及び全信中協の執行部から情報発信するとともに、両組織の経営執行部（常勤理事）に対する意見を幅広く収集しております。

また、６月開催分（2023 年度は６月 14 日～20 日に開催）については、同月下旬に行う定時総会前の地区総会と位置づけ、総会への報告・付議事項のほか、ＩＲとしての財務状況に関する報告を行っております。

こうした取組みを今後も継続することにより、経営に対する評価の客観性を確保してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を世間に幅広くご理解いただくため、全信中協と連携し、広報活動の強化に努めております。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「しんくみＩｎｆｏ」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のＰＲ・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っております。

また、マスコミ各社を対象とした「しんくみ記者懇談会」を開催し、信用組合業界全般の状況や当会の活動に対する理解を高めてもらうための方策を実施するとともに、信用組合の経営をサポートする諸施策を開始する際には、ニュースリリースを公表するだけでなく、必要に応じて記者会見・記者レク等を実施しております。

今後も、引き続き上記取組みを継続するとともに、情報開示のみならず、その前提となる業界に対する知名度や理解度の向上に向けた方策を適宜実施してまいります。

６．剰余金の処分の方針

（１）配当に対する方針

2024 年３月期の配当については、優先出資は約定に従った配当を行うとともに、普通出資は、既存分（2019 年 1 月発行分以外）が 1 口あたり 4,000 円、2019 年 1 月発行分が 1 口あたり 1,350 円の配当を行いました。

今後も優先出資については、約定に従った配当を行うとともに、普通出資については、毎年度の剰余金の水準により都度検討いたしますが、大幅な金融情勢の変化がない限りは、原則として現行の水準を維持していく方針です。

（２）役員に対する報酬及び賞与についての方針

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を勘案し、当会の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額については、監事の協議により決定しております。

賞与については、非常勤を含む全役員に対し支給しておりませんが、支給の必要があるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

今後とも、役員に対する報酬及び賞与については、現行の方針を継続してまいります。

（３）利益剰余金の推移

2024 年３月末の利益剰余金は、当期純利益が 1,530 百万円にとどまったことから、計画対比 5,823 百万円減少の 145,331 百万円となりました。

今後も経営強化計画を確実かつ持続的に実行し、安定した収益を確保することで、利益剰余金を着実に積み上げてまいります。

【利益剰余金の推移】 (単位：百万円)

	2023/3 期 (実績)	2024/3 期		
		実績	計画	計画対比
当期純利益	7,519	1,530	7,354	▲5,824
利益剰余金	146,494	145,331	151,154	▲5,823
利益準備金	26,400	27,200	27,200	0

7．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

（1）経営管理に係る体制及び今後の方針等

当会は業務執行に対する監査や経営の評価に関する客観性の確保、適切な情報開示等を通じて、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保しております。

なかでも、当会の収益の大宗を占める有価証券のポートフォリオの運営は当会の収益性や健全性を確保する上で重要度が高く、また、業界のシステムインフラの運営に関しては、社会的使命が高く、近年の不正送金問題にも見られるように、セキュリティの向上が喫緊の課題となっております。

市場のボラティリティが高まる中、環境変化に柔軟に対応するためにも、「ALM 委員会」やその下部組織である「ALM サブコミッティー」等の場を通じて、経営陣と実務担当者の間のリスクコミュニケーションをより活発化していくことに努めております。

また、システムインフラに関しては、当会経営陣とシステム子会社経営陣を含めて構成する「共同センターシステム戦略会議」で第 7 次システム更改後の開発対応を含めた共同センターの運営状況及びシステムリスク管理の現状を共有することや、年 2 回以上開催されるシステム子会社との連絡会を通じて業務運営状況や問題点の把握に努め、ガバナンスを強化しております。

（2）各種リスク管理の状況及び今後の方針等

① 統合的リスク管理態勢

当会では毎年度、戦略目標を踏まえたリスクに関する基本的な考え方を「リスク管理方針」に定めており、これに基づき適切な資源配分と管理体制の整備を行っています。

リスク資本管理においては、統合リスク量として定量的に評価している信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスク量を合算し、リスク資本と対比の上、毎月開催の ALM 委員会に報告し、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているかを検証しております。また、例外的ではあるが蓋然性のあるイベントより発生し得る損

失額を用いるストレステストも定期的に実施しており、いずれの検証においても、リスク資本が十分な余裕を有する状況にあると評価しております。

② オペレーショナル・リスク管理態勢

当会では、当会の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当会が損失を被るリスク及び当会の信用が低下することから生じる損失に係るリスクをオペレーショナル・リスクと定義し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスク、風評リスクを対象リスクとして、各リスクについて、それぞれの統括管理部署が管理すべきリスクを特定し、発生する可能性及び影響の大きさを勘案のうえ管理方法を定めリスクの低減を図っております。

また、オペレーショナル・リスクの総合的管理部署は、各リスクの管理状況について定期的にモニタリングを行い、常勤理事会に報告しております。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は基礎的手法を採用しており、実際に発生した損失額と比較することによりリスク資本枠の十分性を検証しております。

③ 流動性リスク管理

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の資金需給を調整するとともに、信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。こうした認識のもと、流動性リスクを的確に把握し厳正に管理するため、流動性リスクの管理方針を制定しております。

資金繰りリスクについては、資金繰りに係るリスク管理指標を定め、資金調達・運用計画を反映した資金繰り見通しを作成し、適正な流動性資産の水準を維持出来るよう管理するとともに、当会固有のリスク特性を踏まえた各種ストレス事象を想定したストレステストを定期的に実施し、ＡＬＭ委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と協議を行っております。

また、経済情勢や災害等の外部環境の急変により、流動性危機の発生が予想される場合には、対応策を協議するための緊急会議を招集する等の管理態勢を整備しております。

以　上

Ⅱ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条」に基づく協同組織金融機能強化方針に係る履行状況報告書

本編において、「Ⅰ『金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３』に基づく協同組織金融機能強化方針に係る履行状況報告書（以下、「34 条の３方針に係る履行状況報告書」という。)」に記載とある場合は、34 条の３方針に係る履行状況報告書における「特定信用組合」を「コロナ特定信用組合」と読み替えるものとする。

１．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

34 条の３方針に係る履行状況報告書「２．（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」に記載のとおり。

【中小規模事業者等向け貸出残高推移】

（単位：百万円、%）

	計画始期	2024/3 期	
		実績	始期比
中小規模事業者等向け貸出残高	163,097	169,287	6,190
総資産	549,935	540,729	▲9,206
中小規模事業者等向け貸出比率	29.65	31.30	1.65

（注）・中小規模事業者等向け貸出比率＝中小規模事業者等向け貸出残高÷総資産
・中小規模事業者等向け貸出とは、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」別表第１における「中小企業等」から「個人事業者以外の個人」を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの
政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出
・「中小規模事業者等向け貸出残高」及び「総資産」の計数は、コロナ特定信用組合（４信用組合）の合算値

（２）協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

34 条の３方針に係る履行状況報告書「１．（６）特定信用組合の収益性及び業務効率の向上のための経営指導」に記載のとおり。

（３）新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する資金繰り支援の方策

ア．融資相談体制の整備と対応

コロナ特定信用組合では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対するヒアリングを強化し、業況や経営課題の把握に努め、保証協会の伴走型支援の活用等による返済負担軽減のほか流動性資金の確保等、弾力的な資金支援や条件変更に取り組んでおります。

イ．新規融資の対応状況

取引先へのヒアリングを徹底することで、新型コロナウイルス感染症の影響及び資金支援の必要の有無を確認しております。また、ゼロゼロ融資の本格返済開始により資金繰りの相談が増加する状況の中、借り換えを含んだ伴走型支援資金の取り扱いにも積極的に取り組んだ結果、コロナ禍以降 2024 年 3 月末までの新型コロナウイルス感染症等に関連した新規融資は 4,336 件、752 億 65 百万円となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化しつつあるものの、原材料価格高騰等の外部環下、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の経営環境も厳しい状況にある中、ゼロゼロ融資の本格返済が始まっており、当該者に対する資金繰り支援の重要性が高まっていることから、コロナ特定信用組合では今後も幅広い資金繰り支援が重要であると考えており、取引先が必要とする資金ニーズに引き続き積極的に対応してまいります。

ウ．条件変更の対応状況

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して以降、2024 年 3 月末までの貸出先に対する貸出条件変更等は 2,282 件、527 億 4 百万円となっております。

感染症拡大直後より、条件変更の要請に弾力的に応じている中、ゼロゼロ融資の本格返済開始による資金繰りの悪化から支援のニーズは高まっており、今後も継続して取引先の現況や変化を十分に把握し、条件変更等の支援に取り組んでまいります。

【新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた先への支援状況】

（単位：件、百万円）

		2020/3 期	2021/3 期	2022/3 期	2023/3 期	2024/3 期	累計
新規融資対応	件数	411	1,302	845	920	858	4,336
	金額	6,644	21,756	15,319	14,857	16,689	75,265
うち プロパー融資	件数	234	666	666	725	613	2,904
	金額	5,202	13,915	13,484	13,104	13,787	59,492
うち ゼロゼロ融資	件数	0	504	40	0	0	544
	金額	0	6,497	563	0	0	7,060
うち 保証協会制度融資	件数	177	132	139	195	245	888
	金額	1,442	1,344	1,272	1,753	2,902	8,713
条件変更対応	件数	456	626	411	406	383	2,282
	金額	8,897	10,605	9,571	11,214	12,417	52,704

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する本業支援や事業再生支援等の方策

コロナ特定信用組合は、新型コロナウイルス感染症等による影響を受けている事業者に対し、更なるコンサルティング機能を発揮できるよう、多方面にわたる支援サポートに積極的に取り組んでおります。主な取組みは次のとおりです。

ア．専担部署の設置による支援

コロナ特定信用組合は、新型コロナウイルス感染症等による影響を受けている事業者に対し、更なるコンサルティング機能を発揮できるよう、取引先支援にかかる専担部署を設置することで、サポートの強化を図っております。当該専担部署においては、本部関係部署のほか、営業店とも連携して取引先の実態把握に努めるとともに、業種や個別先ごとに異なる課題や経営環境などを踏まえた支援策の検討・実行を図ることで、本業支援や経営改善に努めております。

イ．外部専門機関との連携強化による経営改善・事業再生支援

コロナ特定信用組合は、取引先の本業支援や事業再生支援のニーズに幅広く対応すべく、外部機関を活用し、コロナ禍により変化した顧客ニーズや経営環境を踏まえたビジネスモデルの転換や経営改善計画の策定支援など、様々な連携を行っております。

コロナ禍以降（2020 年 3 月以降）2024 年 3 月末までの外部機関（中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター等）との連携実績は延べ 172 先となっております。

ウ．業界施策の活用による本業支援

コロナ特定信用組合は、当会が開催する「しんくみ食のビジネスマッチング展」への参加を勧奨し、取引先のビジネスチャンスの獲得や販路拡大を支援しております。コロナ禍以降(2020 年 3 月以降)2024 年 3 月末までの実績は延べ 3 先となっております。

今後も、業界ネットワークの活用等を通じて、コロナ特定信用組合における取引先支援の充実・強化を引き続きサポートしてまいります。

（４）その他地域における経済の活性化に資する方策

34 条の 3 方針に係る履行状況報告書「２．（２）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」に記載のとおり。

２．新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に対して行う経営指導の進捗状況

（１）経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

34 条の 3 方針に係る履行状況報告書「３．（１）経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）」に記載のとおり。

（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

34 条の 3 方針に係る履行状況報告書「３．（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導」に記載のとおり。

（３）目標達成に必要な措置

34 条の 3 方針に係る履行状況報告書「３．（３）計画達成に必要な措置」に記載のとおり。

３．申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項の進捗状況

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

34 条の３方針に係る履行状況報告書「４．（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制」に記載のとおり。

（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

34 条の３方針に係る履行状況報告書「４．（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制」に記載のとおり。

（３）資産査定に係る審査体制

34 条の３方針に係る履行状況報告書「４．（３）資産査定に係る審査体制」に記載のとおり。

（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

34 条の３方針に係る履行状況報告書「４．（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援」に記載のとおり。

４．取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項の進捗状況

当会は、取得優先出資（第 34 条の３第３項に規定する取得優先出資）の払込金又は取得貸付債権（同条第３項に規定する取得貸付債権）の借入金により実施する特定支援について、業界のセーフティネット制度である「資本増強支援制度」に基づく資本支援との区別及び信用組合別、回号別に勘定を他の勘定と区分して経理しております。

今般の金融機能強化法附則第 29 条に基づく特定支援についても、上記と同様、他の勘定と区分して経理しております。

５．収益の状況

34 条の３方針に係る履行状況報告書「１．（２）2023 年度決算の概要、(3) 資金利益（収益性を示す指標)」に記載のとおり。

６．剰余金の処分の方針

（１）配当に対する方針

34 条の３方針に係る履行状況報告書「６．（１）配当に対する方針」に記載のとおり。

（２）役員に対する報酬及び賞与についての方針

34 条の３方針に係る履行状況報告書「６．（２）役員に対する報酬及び賞与についての方針」に記載のとおり。

（３）利益剰余金の推移

34 条の３方針に係る履行状況報告書「６．（３）利益剰余金の推移」に記載のとおり。

７．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等

34 条の３方針に係る履行状況報告書「７．（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等」に記載のとおり。

（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等

34 条の３方針に係る履行状況報告書「７．（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等」に記載のとおり。

以　上